

第 26 回下妻市コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

(令和 3 年 1 月 8 日開催)

1 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づき、1 月 8 日から 2 月 7 日までの期間、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されました。緊急事態措置を実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域となります。

1 月 7 日の茨城県知事の発表により、急速な感染拡大を踏まえ、県内全域において不要不急の外出自粛が要請されました。期間は 1 月 7 日(木)から 1 月 20 日(水)までです。また、営業時間の短縮要請を対象市町(日立市・牛久市・八千代町・土浦市・結城市・常総市・ひたちなか市・稲敷市・城里町・阿見町)に 1 月 12 日(火)まで要請するほか、他の都道府県との往来に関する自粛等、感染症対策の徹底について要請がありました。

上記の茨城県の方針を受け、市の対応は以下のとおりです。

市の対応について

急速な感染拡大により、以下の対応について、原則 2 月 7 日(日)まで継続することとする。

(1) 各部署のイベント、行事等について

- 不特定多数の参加が予定されているイベントや行事に関しては、原則中止とする

(2) 公共施設等の対応について

- 使用に関しては、県内の住民に限る

※ 上記決定事項については、感染状況等や県の動向により変更となる場合があります。